

報告第1号

令和7年度末退職教職員に対する富津市教育委員会感謝状の被贈呈者について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第7条の規定により、富津市教育委員会が行う「退職教職員感謝状贈呈式」に関する被贈呈者を、別紙のとおりとしたので報告する。

令和8年2月20日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

令和7年度末退職教職員感謝状被贈呈者

富津市教育委員会

所 属	職	氏 名
富津市立大佐和中学校	校 長	高 鍋 元 博
富津市立佐貫小学校	教 諭	吉 野 聡
富津市立天羽中学校	養護教諭	茂 木 純 子

(令和8年3月31日付退職)

富津市教育委員会が行う「退職教職員感謝状贈呈式」 に関する内規の制定について

1. 富津市教育委員会は、教職員にあたり、その功績に対して感謝状を贈呈する。
 - (1) 教職員とは、校長・教頭・教諭・学校事務職員及び学校栄養職員をいい、同様の職をもって教育委員会事務局等に勤務する者を含むものとする。
(上記の教職員には、市職の事務職員及び栄養士は含まれない。)「同様の職をもって教育委員会事務局等に勤務する者の例：学校教育課長
学校教育課主幹
教育センター所長
保健体育主事
指導主事」
2. 被贈呈者は、退職（死亡）時（以下「退職時」という。）に本市の教育機関に勤務しており、教職員の職に15年以上あった者とする。
 - ◎ 教育機関とは、小学校、中学校、教育委員会事務局及び教育センター、中央公民館、富津公民館、並びに教育委員会が所管する各施設をいう。
3. 被贈呈者の決定は、教育長が提出する候補者名簿により教育委員会が決定する。
4. 感謝状は、下記による。
 - (1) 退職時に校長職にあった者
 - (2) 退職時に教頭職にあった者
 - (3) 退職時に(1)(2)を除く教職員にあったもの
 - (4) 上記以外の者
5. 感謝状の贈呈は、毎年4月に行う。
ただし、特に必要があるときは臨時に行うことができる。
6. この内規は、平成10年4月1日から適用する。
ただし、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間にあつては遡及して適用する。

報告第2号

富津市学校給食共同調理場管理用カメラの設置及び管理運用に関する要綱を
制定する告示について

富津市学校給食共同調理場管理用カメラの設置及び管理運用に関する要綱（富津
市教育委員会告示第1号）を別紙のとおり制定し告示したので報告する。

令和8年2月20日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

富津市学校給食共同調理場管理用カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和8年2月5日

富津市教育委員会教育長 山下 秋一郎



富津市教育委員会告示第1号

富津市学校給食共同調理場管理用カメラの設置及び管理運用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）に設置する管理用カメラ及び管理用カメラに記録された画像の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理用カメラ 食材、調理作業等の安全並びに犯罪の予防及び犯罪発生時の検証確保を目的として設置するカメラであって、画像表示装置及び録画のために必要な記憶媒体等の関連機器で構成する装置をいう。

(2) 画像 管理用カメラにより撮影及び記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理責任者等)

第3条 教育委員会は、管理用カメラ及び画像の管理並びにこれらの取扱いを適正に行うため、管理用カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び管理用カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、学校給食を担当する課等の長をもって充てる。

3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

4 取扱者は、共同調理場長とし、管理責任者の指示により管理用カメラの操作、画像の検索、閲覧及び複製その他の運用を行う。

(設置箇所)

第4条 管理用カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度となるよう努めなければならない。

2 管理用カメラの設置箇所及び台数は、別表に定めるとおりとする。

3 教育委員会は、管理用カメラを設置したときは、設置箇所周辺の見やすい場所に管理用カメラが作動している旨及び教育委員会が設置している旨を表示するものとする。

(稼働時間)

第5条 管理用カメラの稼働時間は、24時間とする。ただし、点検、修理その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(画像の保存期間)

第6条 画像の保存期間は、録画した日の翌日から14日以内とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、保存期間を延長することができる。

(1) 法令等に基づく要請を受けた場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間の延長の要請を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

2 保存期間を経過した画像は、管理用カメラに新たな画像を録画することにより消去するものとする。

(画像の適正管理)

第7条 管理責任者は、第3条第3項に規定する画像の適正な管理のために必要な措置として、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 画像を記録した媒体の管理に当たっては、施錠その他の必要な措置を講じること。

(2) 撮影した画像は現状どおりに保管するものとし、編集、加工等をしないこと。ただし、第10条第1項の規定により画像の提供をする場合において、当該画像に記録された個人を識別できる情報その他の画像の提供に不必要な情報を隠す必要があるときは、この限りでない。

(3) 画像の記録媒体の廃棄に当たっては、破碎、溶解その他の方法により、記録媒体から画像が再生できないよう適切な措置を講じること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理用カメラ、画像及び記録媒体について、漏えい、盗難、紛失等を防止するために必要な措置を講じること。

(画像の閲覧及び複製)

第8条 取扱者は、管理責任者の指示に基づく場合を除き、画像を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出してはならない。

- 2 取扱者は、画像を複製し、及びその媒体を持ち出すときは、富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像複製等記録簿（別記第1号様式）にその旨を記載しなければならない。

(画像の提供の申請)

第9条 画像の提供を受けようとする者は、富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像提供申請書（別記第2号様式）を共同調理場を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、口頭による申請をもって代えることができる。

(画像の提供の決定等)

第10条 管理責任者は、前条の申請書の提出があったときは、提供の可否を決定し、富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像提供決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 管理責任者は、前項の規定により管理用カメラの画像を外部提供したときは、富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像及び記録媒体の情報提供記録簿（別記第4号様式）に記録し、保管しなければならない。

(画像の提供の範囲等)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定により画像を外部提供するときは、必要最小限度の範囲にとどめるものとする。

- 2 前項の規定により画像の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた画像を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 記録媒体の複製、複写等をしないこと。
- (4) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却、破砕その他の必要な措置を行い、その証明を行うこと。

(苦情の処理)

第12条 管理責任者は、管理用カメラの設置及び管理運用に対して苦情を受けたときは、当該苦情を迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

設置箇所	設置台数
玄関	1台
下処理室（野菜）	2台
下処理室（魚肉）	1台
調理室	2台
揚物焼物室	2台
食物アレルギー調理室	1台
和え物室	2台
コンテナ室	2台
洗浄室	2台
検収室前プラットフォーム	1台
配送搬出口前	1台
配送搬入口前	1台

別記

第1号様式(第8条関係)

富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像複製等記録簿

番号	日付	設置箇所	複製した画像の範囲	廃棄予定 年月日	持ち出し先	目的又は理由	廃棄等年月日 及びその方法
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

富津市教育委員会 様

住 所
機 関 名
申請者 代表者名
担当者氏名
電 話 番 号

富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像提供申請書

下記のとおり、管理用カメラ画像の利用を申請します。

記

利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 犯人検挙のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由)
管理用カメラ設置箇所	
提 供 画 像 範 囲	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特 記 事 項	

第3号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市教育委員会

富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像提供決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました管理用カメラ画像について、下記のとおり提供することを決定（却下）しましたので通知します。

記

画像提供の可否		条件又は理由
	提供する	条件：（１）提供を受けた画像を適正に管理すること。 （２）目的以外の利用及び第三者に無断提供を行わないこと。 （３）記録媒体の複製、複写等をしないこと。 （４）目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却、破砕その他の必要な措置を行い、その証明を行うこと。
	提供しない	理由：

第4号様式（第10条関係）

富津市学校給食共同調理場管理用カメラ画像及び記録媒体の情報提供記録簿

整 理 番 号		
設 置 箇 所		
記録媒体種類（番号）		
提供年月日及び時刻		年 月 日 時 分
提 供 先	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 名	
	担 当 者 氏 名	
提供画像の記録日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
提供の目的及び理由		
返却・破砕年月日及び時刻		年 月 日 時 分
管 理 責 任 者 氏 名		

報告第3号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5条）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

富津市教育委員会
教育長 山下 秋一郎

後 援 申 請 内 容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和8年1月13日	酒井 誠一	令和8年4月26日	君津市民文化ホール	日本製鉄君津吹奏楽団 第44回定期演奏会	令和8年1月19日
令和8年2月2日	岬ウインドアンサンブル 代表 植野汐里	令和8年2月15日	富津公民館ホール	岬ウインドアンサンブル 第3回定期演奏会	令和8年2月4日